

江戸川区立学校(園)に通う幼児・児童・生徒の保護者の皆様へ

1月7日(木)に、政府は1都3県(東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県)に対して、新型コロナウイルス感染症防止に関する「緊急事態宣言」を発令しました。これによって、私たちの生活は再び制約を受けることになります。

こうした中、国も、東京都も、学校教育については、「感染症対策を徹底しながら学校運営を継続すること」とされました。そこで、江戸川区立学校(園)では、一部教育活動を制限しながら、学校(園)運営を継続することといたします。幼児・児童・生徒並びに保護者の皆様におかれましては、しばらくの間ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

一方で、新型コロナウイルスの新規感染者数は東京都においても、全国においても増加傾向にあり、引き続き感染症防止対策が求められます。各ご家庭におかれましても、基本的な感染症予防策(正しい手洗い、登校(園)前の検温と健康観察、20時以降の不要不急の外出を避ける など)を徹底していただき、感染防止に努めていただければと存じます。また、これまで同様、感染した幼児・児童・生徒やそのご家族への思いやりの気持ちを持ち、差別や偏見のないようご配慮くださいますようお願い申し上げます。

令和3年1月8日

江戸川区長 斎藤 猛

江戸川区教育委員会 教育長 千葉 孝

■今回、制限(中止または延期)される教育活動は以下の通りです。期間は、緊急事態宣言が解除されるまでとします。また、この対応は、令和3年1月8日時点のものであり、今後変更されることもありますことをご了承ください。なお、詳細は各学校にお問い合わせください。

①飛沫感染の可能性が高い学習活動

【例】・グループや少人数等での話し合い活動

- ・音楽における歌唱の活動や管楽器等を用いる活動
- ・家庭科における調理実習や体育における身体接触を伴う活動

②部活動

- ・全ての部活動(大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等)

③学校行事

- ・児童等が学年を超えて一堂に集まって行う行事や校外での活動
- ・修学旅行等の宿泊を伴う行事
- ・学校(園)公開や保護者会、入学説明会等